

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成 3 0 年度 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 第 1 回（専門部会）子ども部会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	議題 1 部会長及び副部会長の選出について 2 児童の相談窓口について 3 受給者証更新月の変更について
日 時	平成 3 0 年 7 月 2 5 日（水） 午前 1 0 時から午前 1 1 時 4 0 分まで
場 所	市役所 2 階 中会議室 1 ・ 2
出席委員	部会長 小林 公平 委 員 鈴木 千尋 委 員 副見 君雄 委 員 相澤 加代子 委 員 池田 亜由美 委 員 磯部 恵子 委 員 中山 知子 委 員 西原 裕哉 委 員 廣瀬 康之 委 員 渡部 茂至
欠席委員	委 員 金城 和子 委 員 古谷田 美穂子 委 員 渡辺 梨絵 委 員 金安 佳子 委 員 小林 真奈美 委 員 村山 佐知子
事務局	齋藤 剛 （障がい者支援課相談支援係長） 上野 慎司 （障がい者支援課相談支援係主任主事） 吉岡 美由希（障がい者支援課相談支援係主事）
傍聴者	2 名
議 事	平成 3 0 年度自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会 第 1 回専門部会（子ども部会）の会議結果（概要）は、次のとおりである。
相談支援係長	1．開会 平成 3 0 年 7 月 2 5 日午前 1 0 時、開会した。会議録作成のため録音機を使用することの了解を得た。金城委員及び古谷田委員、渡辺委員、金安委員、小林委員、村山委員が欠席すること、傍聴者 2 名の傍聴を許可したことを報告 2．議題 議題 1 部会長及び副部会長の選出について

	委員の互選により部会長に小林 公平委員が、副会長に副見 君雄委員が決まる。以降、小林部会長が会議を進行した。
	議題2 児童の相談窓口について
小林部会長	議題2について、事務局に説明を求める。
上野主任主事	議題2について、説明を行う。 以前より、保護者から、相談の窓口が分からないとの意見があったため、相談のフローチャートを作成した。 従前より、保健センターの子ども支援室が子育て支援に関する総合機能、コーディネート機能を持って活動していたことから、その機能を強化し、同時に、子ども支援室と関係機関との横の連携強化を図ることとする。
小林部会長	このフローチャートは、全関係部署の意見を聴いて作成したものなのか。それとも事務局側が考えて作成したものか。
上野主任主事	ある程度はこちらで情報を集めて作成した。前回の部会の際、漏れがないか等は委員に確認を取っている。
小林部会長	保育所や幼稚園で障がいの疑いのある子が見つかった場合はどういった流れになるか。 幼稚園の場合は、いきなり児童相談所を勧めるところや、幼稚園に臨床心理士を入れているところ、公立ではつながりのある児童発達支援を勧めるところもある。 保育所ではどうか。
廣瀬委員	入所申請の段階で障がいの有無は確認している。 入ってから障がいの疑いが生じた場合は、ケースバイケースで対応する。
小林部会長	障がいに気付くタイミングにもより、決まった答えはない。保育所、小学校などその時々に応じて相談の窓口をどう周知するかが問題だ。
相談支援係長	フロー図は現状を示している。今後は全て子ども支援室を仲介した上で関係機関につなげるような形にし、適切な支援につなげたい。
小林部会長	部署同士の連携の機会はこの会議しかないのか。現状はどのように関係課と連携を取っているのか。
齋藤係長	職員個人の知識や経験で関係部署を把握しているのが現状

	<p>定期的に全体会議を開いているわけではない。組織の完全なる連携は難しい状況</p>
池田委員	<p>このメンバーが集まる機会は限られているが、毎日ケースは動いている。ケース会議で毎日会う人もおり、深い関係は築けている。ケースごとに、関係する機関、支援のルートは変わる。</p>
小林部会長	<p>最初のケース会議の時に、どこが軸になって動いていくのか決まっているのか。</p>
池田委員	<p>それぞれのケースによる。子ども支援室と関係が築けている家庭であれば支援室、虐待ケースであれば児童家庭課など。 なお、子ども支援室の法的な位置付けは、平成29年4月の改正から児童福祉法、母子保健法に規定されている子育て世帯包括支援センターであり、妊娠期から子育ての様々な情報の収集、支援に関する情報提供、保健、医療など福祉関係者の連絡調整、最終的な支援のプラン立案という役割を持つ。野田市では、子ども支援室を含む保健センター、関宿保健センターがこれに位置付けられている。 子ども支援室は、その中でも窓口機能を持ち、情報集約を行い、現在どういう部署でどういうケースが動いているかを把握している。</p>
小林部会長	<p>情報集約はどのように行っているのか。</p>
池田委員	<p>妊娠時にその子のファイルを作り、18歳になるまでの情報を積み上げていく。 なお、個人情報については、最初に子ども支援室に情報集約させてもらう同意書を取る。また、個人情報が必要になったその時々はその都度同意を取る。</p>
廣瀬委員	<p>保育所では、加配が必要な子がいる場合は、保育課の職員が保育所に見に行き、判断するが、保護者には加配が付くことは伝えていない。</p>
小林部会長	<p>情報集約の目的は何か。</p>
池田委員	<p>子育てはライフステージによっていろいろな悩みがある。その時々にあった相談及び支援を切れ目なく行っていくことが重要。しかし、それは支援室だけでは実現できないため、関係機関との情報共有が必要</p>
渡部委員	<p>小中学校に障がいの疑いのある児童がいると、学校職員はスクールソーシャルワーカーに相談するため、支援室に話が通され</p>

	<p>ない場合もある。年齢が上がるにつれ、より支援室の利用の周知が必要</p>
小林部会長	<p>小学生高学年ぐらいになってくると、障がい受容が難しい場合もある。誰がどのように保護者に伝えるかは難しい問題。保護者がより早い段階で子の障がいに気付けるようにするためにも、相談窓口を周知すべき。</p>
	<p>議題3 受給者証更新月の変更について</p>
小林部会長	<p>議題3について、事務局に報告を求める。</p>
上野主任主事	<p>議題3について、説明を行う。 これまで、障害児通所支援の更新は、住民税の切替時期に合わせて一律で6月に行ってきた。しかし、利用者の急増によりモニタリングや病院の受診が集中するなど、課題が生じていた。これらの課題を解消するため、平成30年7月より、各児童の誕生日での更新に変更することとした。</p>
相澤委員	<p>4月生まれの場合、3月に切替えになると思うが、6月に所得区分が変わり、利用者負担が変わる場合、改めて6月に申請をし直す必要があるのか。</p>
上野主任主事	<p>平成31年7月までの1年間については自動更新とするため、申請の必要はない。保護者の離婚など、世帯状況の変化によって所得区分が変わる場合は、変更の申請が必要となる。</p>
相澤委員	<p>手続に漏れがないか心配。利用者負担が変わるときには、障がい者支援課から連絡が来るのか。</p>
渡部委員	<p>離婚などによる、所得の増減以外の理由で所得区分が変わった場合は、障がい者支援課から保護者に連絡が必要ではないか。 ちなみに、他市では誕生日での更新が主流であり、今回の変更によって悪いことはないと思われる。</p>
小林部会長	<p>変更した主な理由は何か。</p>
上野主任主事	<p>利用者負担が変更になった場合の連絡等については現在検討中。また、更新時期を変更したのは、ここ数年でサービス利用者数が急増したことが一番の理由。モニタリング時期が集中すると、利用者を多く抱えている相談支援専門員の負担が大きくなり、支援の質も落ちる。更新時期を分散させることで、相談支援専門員の負担は軽減され、児童をより把握しやすくなると考える。</p>

相談支援係長	今後の開催の予定について説明を行う。午前 11 時 40 分、閉会を宣言した。
--------	---